

医業を行う公益法人の許可と医療法人の認可について

(昭和 26 年 2 月 16 日)

(医収第 86 号)

(愛知県知事あて厚生省医務局長回答)

照会

医療法の改正によって医療法人に関する規定が設けられ、これに基づいて医療法人の認可を申請するものが多くなったが又一方において、民法第 34 条の規定に基づいて、病院若しくは診療所の経営を主たる事業として従来私立の病院若しくは診療所の開設者が公益法人として許可を申請するものが続出するようになったが、医業の公益性と営利を目的としない点において医療法人と大差ない民法の規定によって医業を行おうとする公益法人の許可の具体的取扱に疑義が生じたのでこれに関し折返し詳細指示願いたい。

回答

客年 12 月 15 日医第 1527 号をもって照会の右のことについては、医療法人制度は、もとより将来医療経営を目的とする公益法人の設立せられることを何等妨げるものではないから、医療法人の行う業務内容と同一のものについても、公益性を有する限り、公益法人の設立を許可して差し支えない。

従って問題は公益性の認定如何によるか医療法人に対しては認められる残余財産の出資口数に応じた分配、寄附に代る施設の賃貸借等は否定的に解すべく、これらの点から具体的取扱に当っては自ら相異が生ずるものと思われる。

なお「公益」とは、「積極的に社会公共の利益を図ることを目的とする」意味に解すべきである。